

総務常任委員会
所管事務調査報告書

女性施策の推進について

令和4年3月28日

1. 調査事件名

女性施策について

2. 調査の目的

本市では、平成22年(2010年)9月に「京田辺市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年3月には条例に基づく初めての計画である「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定している。令和3年(2021年)には、令和12年度(2030年度)までの10年間を見据えた「第3次京田辺市男女共同参画計画」を、国の「第5次男女共同参画本計画」や「京都府男女共同参画計画」を踏まえ策定した。

近年、男女共同参画をめぐる動向は、国連サミットにおいて、平成27年(2015年)9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟193ヶ国の全会一致で採択され、国際目標(SDGs)が合意された。SDGsの目標5に「ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)」が立てられた。

令和元年(2019年)から新型コロナウイルス感染症が拡大し始め、世界中の社会生活の状況が大きく変わった。そのことにより経済状態も変化し、多くの国民が仕事を失ったり、感染予防のために外出が自由に出来なくなった。それらの変化がどのように家族の在り方や関係性を脅かしたかは現時点では明確ではないが、生活の変化による不安やストレスなどにより、家庭内でDVや性暴力、虐待など多くの問題が発生していることが報告されている。同時に、急増した家事・育児などの多くが女性に課せられていることも推測される。

社会情勢の変化や本市の現状などを踏まえ、男女平等・男女共同参画の視点に立った施策について検討していくことが必要との認識により、女性施策の充実を目的に調査を行う。

3. 調査の経過

委員会・協議会開催日等

令和3年	5月13日	委員協議会（任意）	所管調査事項案の協議
令和3年	5月27日		所管事務調査事項の決定
令和3年	6月22日	6月定例会 総務常任委員会	所管事務調査の委員間討議
令和3年	9月21日	9月定例会 総務常任委員会	所管事務調査の委員間討議 関係部局への資料要求を決定
令和3年	10月18日		関係部局からの資料入手
令和3年	11月9日	委員協議会（任意）	所管事務調査の委員間討議
令和3年	12月3日	委員協議会（任意）	所管事務調査の委員間討議
令和3年	12月13日	12月定例会 総務常任委員協議会にて	所管調査の協議
令和4年	1月14日	委員協議会	所管事務調査のまとめに向けての委員間討議
令和4年	2月8日	委員協議会（任意）	所管事務調査の報告書(案)委員間討議
令和4年	2月24日	委員協議会（任意）	所管事務調査の報告書(案)委員間討議
令和4年	3月10日	3月定例会 総務常任委員会	調査報告書の決定
令和4年	3月28日	3月定例会 本会議にて	所管事務調査報告書を報告

4. 調査・研究結果

京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」は個人、グループ・団体などの交流の場として利用できる交流スペース・情報ライブラリー・女性の相談室の多種多様な役割を担っており、男女共同参画社会の促進を図ることを目的とした公共施設である。

総務常任委員会では、現状を把握し分析するため、資料請求と施設見学を実施した。

① 京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」を視察研修

11月5日（金）商業施設2階にある京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」にて視察研修を行った。施設見学後、交流スペースで実施されている事業について担当職員からの説明を受けた。

- 交流スペースは、男女共同参画の推進に向けて活動されている市民団体の役員会やミーティング等に使っているスペースであり、現在は2組が使用。
- 情報ボックス等利用団体主催の協働事業を開催している。新型コロナウイルス感染症対策による人数制限のため現在は5名以下の使用となっている。
- 情報コーナーも併設し、男女共同参画に関する京都府・近隣市の案内ちらし・小冊子・女性の相談室に関わる情報等を置いている。

- インターネット用パソコンやコピー機・印刷機（有料）を設置している。
- 情報ライブラリーでは、図書やDVDの貸し出しを行っている。
- 子どもたちを遊ばせながら、情報ライブラリーの本や、各種情報のチラシやパンフレットを選んだり、数組のグループでおしゃべりしたりできるように、隣りにキッズひろばが小さいながら併設されている。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現在は休止している）
- 女性相談室は、月曜日～金曜日の午前10時～午後5時で下記のように分かれている。料金は無料。専門・法律相談には予約が必要だが、一般相談は予約不要。

一般相談	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前10時～正午、午後1時～5時
専門相談 （フェミニスト・カウンセリング）	第1・3木曜日、奇数月第1水曜日 午後1時30分～4時30分
法律相談	第4水曜日（祝日の場合は第3水曜日） 午後1時30分～3時

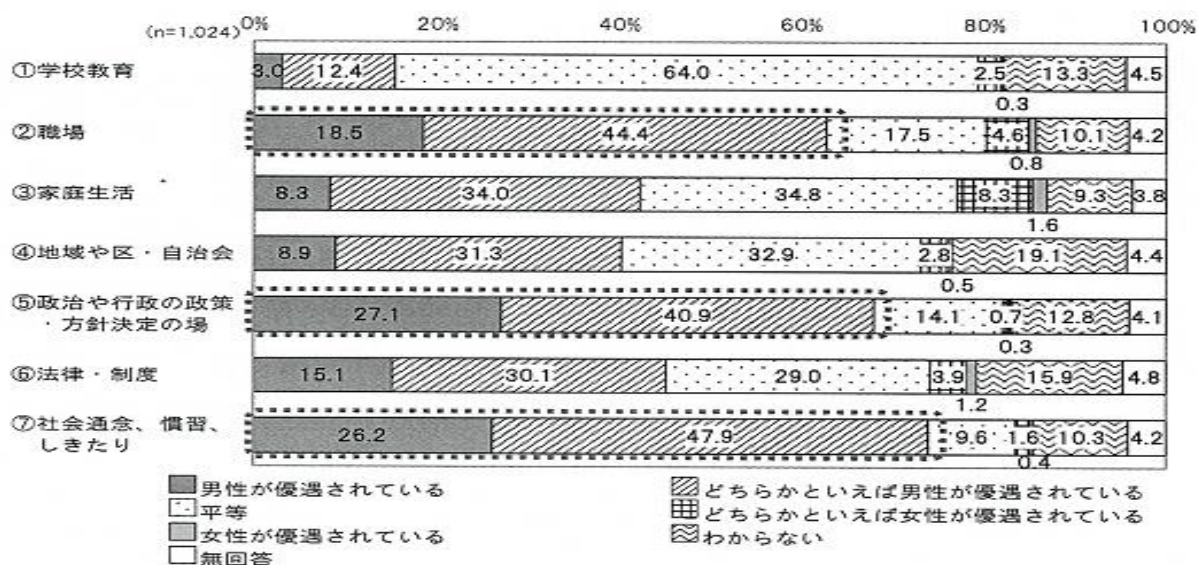
② 視察後の委員間討議

「女性が行きやすいところにあるがスペースが狭い」「相談窓口として、もっと使いやすいものに」「アピールの仕方や他からの紹介等の工夫が必要」「広報の仕方考えるべき」「女性相談だけではなく、だれでもが利用できるものを」「多くの目的をもった施設にしては狭すぎる」等の意見が出された。



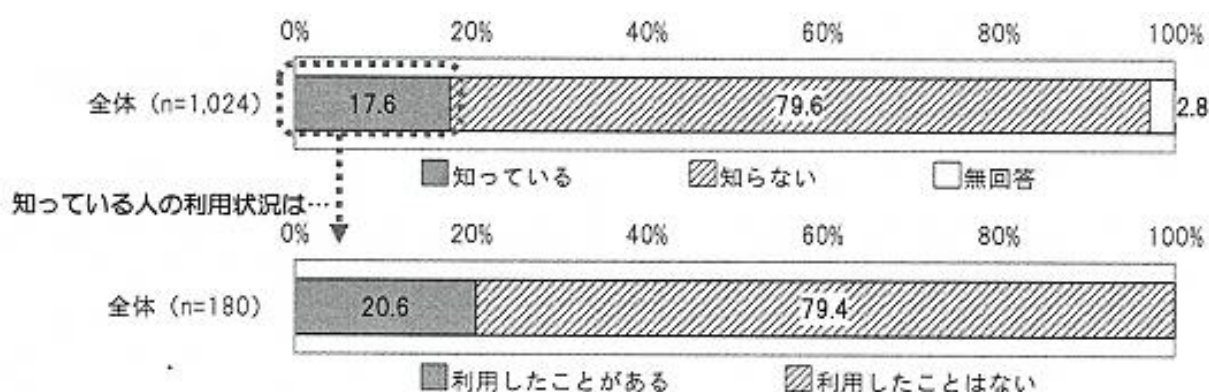
市民意識調査資料から

男女の平等感について



“①学校教育”では「平等」が6割を超えて高くなっているのに対し、その他の分野では『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」）が高く、特に“②職場”、“⑤政治や行政の政策・方針決定の場”、“⑦社会通念、慣習、しきたり”では6割以上を占めている。

京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」について



- 「ポケット」について「知らない」が約8割を占めており、認知度は2割未満。
- また、知っている人の利用状況では、「利用したことはない」が約8割。「利用したことがある」人は約2割となっており、認知度や利用率の低さがうかがえる結果となっている。

★ 利用者は全体の4%以下であり、予想以上に低い利用率であった。

【知っている(17.6%)×利用した(20.6%)=約3.6% (実質利用者)】

京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」の事業に関する資料から

相談事業内容（DVなど）

	主訴	30年度	元年度	2年度
1	生き方	12	19	22
2	こころ	33	116	66
3	からだ	17	7	4
4	仕事・労働	21	28	28
5	夫婦関係の悩み	126	127	113
6	親子・家庭	68	123	93
7	人間関係の悩み	104	46	52
8	性・性的被害	3	3	0
9	暮らし	13	15	18
10	その他	1	0	1
合計		398	484	397

*就職・チャレンジ相談は除く

相談件数

(単位：件)

相談の種類	30年度	元年度	2年度
女性の相談室	411	494	403
専門相談	80	82	68
法律相談	29	30	24
一般相談	289	372	305
就職・チャレンジ相談	13	10	6

一般相談における面談及び電話の件数

(単位：件)

相談の種類	30年度	元年度	2年度
女性の相談室	411	494	403
一般相談	289	372	305
内、面談	39	50	58
内、電話	250	322	247

③ 先進自治体の調査

コロナ禍のため、計画していた先進自治体への管外視察を中止することを判断し、対象自治体のホームページや電話による聞き取りなどで調査をした。

兵庫県明石市「ウィズあかし」

- ・複合型交流拠点とした複合型施設であり、JR明石駅前の利便性の良い場所にある。施設内には、生涯学習センター・男女共同参画センター・市民活動支援センターが設置されている。
- ・相談は、女性の悩みごとDV相談、ラプラスメール相談、女性のためのサポートグループ、女性のための働き方相談、女性のための起業・経営相談、セクシャル・マイノリティのための電話相談、男性電話相談などを行っている。DV相談などは予約不要で、土曜日・日曜日も実施している。

宝塚市立男女共同参画センター“エル”

- ・指定管理者制度により女性と子どものエンパワーメントが運営。相談に関しては、NPO法人心のサポートステーションに委託。
- ・相談については、電話相談をはじめ面接相談、チャレンジ相談、起業相談、法律相談などを行っている。土曜日も開設し、保育も利用できる。
- ・緊急事態宣言中においても通常通り運営していたが、コロナ禍の2年間は電話相談が増加している。

5. 総括

男女共同参画社会基本法が平成11年(1999年)に制定されているが、まだまだ男女平等の観点からも課題がある。男女の平等感において社会通念上や職場などでは男性が優遇されている感が強く、政治や行政の政策などの場では決定権が平等ではないと明確に市民意識調査で示されている。これらのことも踏まえ、国の定める男女共同参画社会基本法の下、地方公共団体の担う役割は大きい。

本事業遂行においては多くの課題はある。とりわけ昨今のコロナ禍において女性の自殺者が増えるなどの局面に追いやられている現状があり、孤立させないためにも相談事業の充実が重要と考え調査の焦点をあてた。

現在、女性交流支援ルームは、市民の認知度が低く早急な改善が求められる。広報の方法の改善と同時に、現在の女性交流支援ルームの広さでは、相談事業と交流事業を並行して行うことは、非常に無理があることも否めない。狭いだけでなく相談者や職員の安全確保も必要である。また、交流目的で利用している市民と顔を合わせる可能性もあり相談に来にくいことなどが指摘されている。さらに今後はLGBTなどの性の多様性にも対応できるようにする必要がある。

先進自治体等の取り組みなども参考にし、この間の調査から委員会としての具体的提言をもってまとめとする。

6. 提言

- ① SDGs で謳われている「ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)」ことを明確に認識するために、市民はじめ市職員、教育関係や民間団体など関係機関に対し啓発を行うよう求める。
- ② 女性の貧困が増え、自殺者が全国的に増えている現状から相談事業の充実に向け早急な改善が必要である。相談センターとして独立させ、電話だけではなくリモート相談やSNSなどでも相談出来る体制構築を早急に求める。
- ③ 交流事業に関しては、昨今のコロナ禍により孤立しがちな女性たちのための交流会や居場所づくりが必要である。場所の確保や、年齢・未婚・既婚・有職など年齢や生活状況別のセミナーやサークル活動などの充実を図る必要がある。
- ④ 上記②③を遂行するにあたり、相談事業の土曜日・日曜日の開設を求める。
- ⑤ 相談事業と居場所作りや交流・コミュニケーションの空間を確保し、女性施策を推進していく目的を明確にした市民活動の充実した拠点が必要である。現在、市は田辺中央北地区新市街地に複合型施設設置を計画中である。交通の便がよいところに男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する認識と理解を深め、エンパワーメントを高めるための活動拠点とし、男女共同参画社会実現に向けさらなる取り組みを求める。

以上